

(資料紹介)

中倉二〇二、第一二四号櫃内から

発見された文書断簡

中倉二〇二に所属する第二二四号櫃には、布幕残欠十五束が納められているが、その中の一点、紺布裕幕残片の中に巻き込まれた状態で、奈良時代の文書断簡一葉(両面に墨書あり)が発見された。この幕は現存長約六メートル、幅一・三メートル(布二巾)の二枚裕に作られており、断簡は裕の間から見つかったものである。今までその存在すら気付かれていなかった新史料と思われるので、その写真(巻末図版五)・釈文を掲げ、簡単な解説を加えて紹介する。

この断簡は、天地がほぼ完存、左右両端は破れによる斜めの断面となっており、縦二七・五寸、横二六・八寸である。料紙に繊維長の短い、柔らかい白楮紙(経年変化のため、淡褐色を呈する)を用いるが、この種の紙は写経所公文によく使われており、料紙の点で特筆すべき点はない。布幕と共に丸められていた間に、全面に皺が寄り、紙面のあちこちにも、いけ、塵埃による黒ずみがみられるが、他は、虫損・湿損のあともなく、紙本来のしなやかさを失っていない。なお同所から、縦二六寸、横三・三寸の細長い白楮紙片も発見されたが、これには墨付は認められない。

次に釈文を掲げ、各面の内容にふれることにするが、相互の関係をど

のように考え、どちらを表とするかという問題があり、別途考察の必要があるので、以下の叙述ではそれぞれの内容によって、(A)食料下給注文、(B)留米注文、と呼んで区別・指示することにする(便宜上、行数を付し、釈読に関する注を後に加えた)。

(A)食料下給注文

I											II										
1	食口										8	食口									
2	塩六升九合										7	食口									
3	戸主五百麻呂四斗										6	食口									
4	田主四斗六升四合 ^{二六}										5	小黒麻呂三斗四升八合									
5											4	稲敷女三斗四升八合									
6											3	宇支佐良女三斗四升八合 ^{二七}									
7											2	平浪女三斗四升八合 ^{二八}									
8											1	米一石七斗四升									
9												海菜十八斤二両									
10												各一升六合									
11												戸主酒麻呂四斗六升四合									
												麻呂三斗四升八合									

(首欠)

(尾欠)

(B) 留米注文

1 留米一斗四升淨入道足之、以寶龜二年七月三日迄
2 出料、且収置於倉、^(通筆)付黒万呂
3

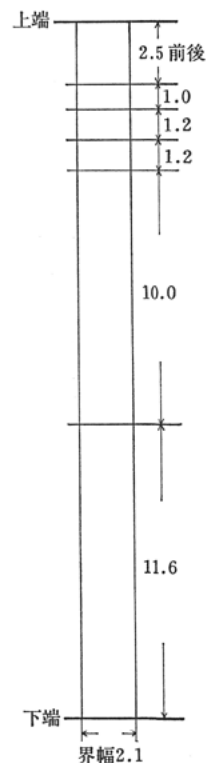
(余白約一八糧)

〔注〕

- (1) 括弧に入れて補った文字は、残画から推定できるものに限った。計算によって欠失部の数値を推定復原することが可能であるが、それらはまとめて本文で述べることにする。
- (2) 「字」にも近いが、一応「字」としておく。
- (3) 「乎」の右側の点にあたる部分がももけており、墨痕確認できず。
- (4) 字形は「之」に近いが、第一画が下方に突き抜ける様な筆勢を示し、前行の「之」と異なることから、「出」とする。

(A) 食料下給注文

食料下給に関する帳簿の一部分と思われる、縦横の白界を施したうえに記されている。現状では、界線のごく一部(釈文に記入した箇所)のみが微かに認められるにすぎないが、各行書出しの高さに統一性がみられることから、次に示すような規格で上段に四本、中段に一本の横界が引かれたとみて間違いない(単位は糧)。



記載は戸主を筆頭に戸毎にまとめられ、はじめに食口と米・塩・海菜の支給総計を掲げ、ついで歴名と給米量を連ねる。断簡内にはⅠ・Ⅱ二戸分の記載がみえるが、ともに完全ではないので、数値の意味するところを考え、あわせて欠失部の推定復原を行なう必要がある。

まず、7・8・10各行の「三斗四升八合」、「百冊五人」、「四斗六升四合」が単位数「一升二合」、「五人」、「一升六合」のそれぞれ29倍であることから、この文書が、二十九日即ち小の月一箇月分について記載されたものとの推定が可能である。この点を手掛かりに計算すると、一日当りの支給基準額が比較的容易に次の如く算出できる。

一日当り 米	
一升六合	塩三勺——海菜二兩
一升二合	
(八合)	

この支給額のうち、米の「八合」だけは、断簡内にみえる数字全てを整合的に理解するためにⅡ戸の欠失部に一人分として想定したものであるが、これを含めて、全体に当時の食料支給額として妥当な数字を示していると思われる。米に三段階の額があるのは、年令・性別による区分であろう。右の結果に基づいて、欠失部分を推定して示す。

1 食口八人単二百卅二人 米三石一升六合
2 塩六升九合六勺 海菜廿九斤

3 戸主五百麻呂四斗六升四合

4 田主四斗六升四合 已上二人一升六合

(中間六行略)

11 三斗四升八合 麻呂三斗四升八合

(12) 三斗四升八合已上三人一升二合

(13) 二斗三升二合各八合

(12)(13)は行取り等の細部不明。

さて、この食料下給注文で最も注目されるのは、人名に姓の記載がない点である。略式のメモならともかく、この文書には界線が施され、公文の体裁を備えていて、この種の帳簿において、姓の省略がなされるとは考え難い。従って、この事実は、ここに見える人々が「賤」身分に属することを示すとみてよいであろう。一方、彼らは戸単位の編成がなされているのであるから、一つの想定として、戸令に規定する「官戸」身分に属していたとみるのが可能である。

官戸は宮内省の被管である官奴司に所属し、その衣食は官給であったとされるが、その実態は不明な点が多い。しかし、次の史料は食料下給注文との関連上注目値する。

凡今良男一百卅一人。女二百廿六人。並給月糧^{男別日黒米二升。塩二五撮。但諸司所所散。不_レ經_二此寮_一請_二之_一。}。
別減米五合。塩二

(延喜主殿寮式。官奴司は大同三年八八〇八Vに主殿寮に併合されたため廃止となった)

今良というのは、官戸・官奴婢が放賤従良によって解放され、ひきつづき官司の雑役に従事する者を指す(佐伯有清「今良の性格と史料」、『日本古代の政治と宗教』所収)のであるから、解放以前の官戸について、この史料から逆に類推するのも強ち無理ではないと思われる。官戸の食料は「官戸皆給公糧衣服」(戸令家人所生条集解、古記所引一云)とされ、解放後の今良の食料が「月糧」であるとするなら、両者に実質的な差はなく、食料下給注文にみえる一箇月分の食料は、民部省から衛士・仕丁・采女・女丁・工匠らに対して支給されたのと同じ月糧(大糧)と考えられるのではなからうか。正倉院文書の天平十七年の大糧申請解にみえる支給品目は米・塩・庸布であり、本文書と出入りがあるが、これは、官戸の場合、衣料も官給であったため、副食物の海藻が加えられる代りに、現物貨幣的な性格をもつ庸布が削られたものと考えられよう。

以上の検討の結果、一つの案として、この文書を「官戸月糧下給帳」断簡とする考え方が成立可能かと思われる。これに類する文書は正倉院文書やそれ以外の史料の中には未発見と思われ、今回の発見は大きな意義をもつものであろう。

なお、この文書の作成年代は不明であるが、裏に書かれた、(B)留米注文(第二次文書)にみえる日付「宝龜二年(七七二)七月三日」が下限となる。書風からみて、奈良時代前半には遡らず、おそらくは天平宝字年

間以降(七五七)に属するものと思われる。

(B) 留米注文

(A)が用済みとなった後、その紙背を利用して書かれた第二次文書である。記載は断片的で、前欠の可能性も考慮せねばならない。というのは、1行目「信」が追筆を除く2・3行目の文字と墨色を同じくしているため、留米注文とやや筆致が異なるとはいえ、全く無関係の楽書の類とするのは躊躇されるからである。しかし、その場合でも、この留米注文を一応前とは独立した追記部分として扱うことは可能であるから、ここでは一応首尾完とみなして、以下、試みに大意を示すことにする。

留め置いた米は浄人道足の方である。宝亀二年七月三日、近々(迹)出す分は(或いは「出す分なので」)とりあえず(且)倉に収め置くことにする。△黒万呂に付す。

浄人道足・黒万呂については他の史料に見えず、未詳。付使の名を明記する点からみて、この文書は米と共に「倉」にもたらされ、そこで用済みとされた送り状の類と考えるのが最も自然であろうが、他に、「倉」から差出された米の収納報告の控え(この場合、黒万呂は文書を携えた使者か)とみる余地も残されている。また、この他、「浄人道足之」と「迹出料」が同じものを指すのかどうか、「宝亀二年七月三日」が米を出す予定の日か、米を収置した日なのか、など解釈のゆれる部分が少なくない。

(C) 考察——伝来を中心に——

最後に、(A)食料下給注文と(B)留米注文、それぞれの性格を明らかにするため、伝来について検討を加えることにする。もとより、伝来の過程に関する記述も残っていない片々たる断簡であるから、その殆どを推測に頼らねばならず、一般の史料紹介の範囲をいささか逸脱することになるが、これはあくまで断片的な内容をより明確にするための作業にすぎない。以下、伝来の過程とは逆に、(1)から(4)の順に遡及的に述べることにする。

(1)この断簡が正倉院に伝わった直接の契機は、第二次文書である留米注文にあるが、冒頭でふれた発見時の状況からいって、保存されて残ったものとは考えられない。そこで文書が発見された紺布袷幕が用いられた場所について考えてみると、可能性が高いのは、東大寺もしくは造東大寺司いづれかであると思われる。とするなら、留米注文にみえる「倉」も、そのいづれかの倉と考えて、ここで用済みとされた文書が、何らかの事情で、同じ場所にあった幕の中に巻き込まれたとみるのが、最も無理のない想定ではあるまいか。

(2)次に、(B)が書かれた場所についてであるが、まず注意しなければならないのは、(B)の形式である。今まで漠然と「文書」と呼んで、どこから「倉」に宛てて差し出されたものと考えてきたが、これはあくまで機能面に注目してのことであり、形式面からいえば、諸司間を往き来する正規の文書とは全く異なり、むしろ「倉」の管理者が内部の事

務連絡のため記したとでもみるのがふさわしい。この文書が前欠であった場合でも事情は同様であり、留米等の処置について追記がなされた場所は「倉」と密接な関係をもつとみるべきである。従って、この留米注文は、東大寺もしくは造東大寺司が、その「倉」に対して指示を与えるために記されたものと考えるのが妥当であろう。但し、両者のいずれかとなると、一つに決めるだけの確証はない。留米注文の内容を「淨人道足の米を倉に留め置いた」と解すれば、俗人の米を留め置くような「倉」は、造東大寺司の倉とみるほうがやや分があるかとも思われるが、これも唯一の解釈ではなく、また正倉院文書中に裏付けとなる関連史料を見出すこともできない。

(3) それでは、その前の段階、(A)が反古となつてから、(B)の書かれた場所にもたらされた経緯はどうであつたろうか。これには二つの場合が考えられる。第一が、(A)は(B)の作成場所とは全く無関係の場所から単なる反古として払い下げられた場合、第二が、(A)が用いられたのと同じ場所、用済み後に(B)が書かれた場合である。

第一の場合、類例として直ちに想起されるものに、籍帳・正税帳などの公文類の裏を利用して書かれた写経所文書があるが、これらの公文が中務省・民部省から払い下げられた進官文書であるのに対して、(A)は印を押さず、界線に白界を用い、数字に大字を用いない、といった点からみて、もう少し略式のものともみられる。このような文書が払い下げの対象とされなかったとは断言できないが、その場合は、文書の伝来の場

所と、(A)が作成・利用・廃棄された場所とは無関係であり、伝来の面から(A)の内容をこれ以上うかがうことは不可能となる訳である。

(4)そこで、最後に、第二の場合、即ち(A)もまた東大寺もしくは造東大寺司に關係する文書と考える仮定に立つて、(A)の内容および(B)との關係について検討を加えることにする。

まず、(A)の内容は、官戸に関するものであるとすれば、その所有主もしくは配属先として東大寺を想定するのは困難であろう。東大寺奴婢帳の中に「編首」とされる奴婢があり、官戸と同じように、家族単位で編成された奴婢も実際にはいたとみられるが、これを「戸」と呼んだ明証はない。従って、(A)で月糧の支給対象となつた官戸は、造東大寺司に配属されたものと考えられるのである。前に掲げた今良についての延喜式の規定をふりかえると、その月糧は「諸司所散、不經此寮請之」とあつて、配属先の官司から直接民部省に請求されたことがわかるが、官戸の場合もこれと同様で、(A)は造東大寺司において、月糧請求もしくは支給のために作成されたものであろう。とすれば、正文は民部省に提出され、月糧支給時の勘検用に造東大寺司に残された案文が、上述の経路をたどつて今に伝わつたものとみられるのである。

次に、この(A)を(B)に直接結びつける手掛かりを求めると、(B)の「淨人道足」という人物の存在が浮かんでくる。「淨人」についてはすでに直木孝次郎氏(「淨人について」、『奈良時代史の諸問題』所収)、竹居明男氏(「元興寺の淨人」、『続日本紀研究』二三五)などの論考があり、

その例として、元興寺から造東大寺司に來た使者で同寺の「寺人」と思われる淨人小依（『大日本古文書』四ノ七二頁）、山階寺から造東大寺司に小鼓の借り受けに來た使者の淨人千嶋（『同』十六ノ五八六頁）、造東大寺司で勘造した田図を東大寺三綱に運んだ使者の淨人淨浜（『同』五ノ六九一頁）らの名が見出され、いずれも諸大寺と造東大寺司との間を往き來して雑用に當っている。また、「淨人」が一面では職掌的な性格も備えていたことは、造東大寺司で書かれた樂具欠失注文の中の一通（『同』五ノ四八四頁）の末尾連署に、

天平宝字八年七月十八日淨人 小菅麻呂

魚主

九月

と書かれたものがあることからうかがわれる（『古代人名辞典』）が、この史料では、無姓の魚主・九月の両名が「淨人」と並んで名を連ねており、あたかも淨人道足と官戸との關係を思わせるようで興味深い。先の淨人小依の例にみえる「寺人」の称が、改姓記事で「疑涉賤隸」といわれるような響きをもっていた（『続日本紀』和銅七年六月己巳条）というのも、「淨人」の性格を考える上で示唆的であろう。

このような点から、淨人道足は、造東大寺司に配属された官戸と深い關係をもつ人物とみることが可能である。但し、彼自身の所屬は東大寺、造東大寺司のいずれとも決し難く、彼の米を収めた倉がそのいずれであるかも不明である。

以上、確実な保証のない仮説ではあるが、いくつかの可能性の提示をもって考察に代え、新発見の文書についての紹介を終えることにする。

（杉本 一樹）